



令和3年4月28日  
産業環境部商工港湾課

### 新型コロナの影響で売上高が著しく減少した市内事業者の事業継続を支援 「塩竈市地域経済応援給付金」を実施します

新型コロナウイルスの感染症の長期化による影響により、地域経済を支える事業者の売上は著しく減少し、事業の継続も危ぶまれる状況となっています。

市では売上高の減少により国の持続化給付金の給付を受けた市内事業者等の事業継続を後押しするため、「塩竈市地域経済応援給付金」を支給します。

対象となる事業者	令和2年12月28日時点で市内に本社または主たる事業所を有する法人(大企業・みなし大企業を除く)及び個人事業主で、申請日において市内で事業を継続していること
支給要件	以下の要件をすべて満たす事業者が対象となります。 ①国の持続化給付金の給付を受けた事業者等であり、当該給付を受けたことを証明できること ②応援給付金を受領後においても、事業者等として市内で営業活動を継続する意思があること ③法令及び公序良俗に反していないこと ※対象外要件があります。申請要領をご覧ください
支給額	法人:1事業者10万円    個人事業主:1事業者5万円
申請書の取得	①市ホームページからダウンロード ②市内公共施設に設置(市役所1階、壱番館2階商工港湾課、塩竈市魚市場、塩釜商工会議所、仲卸市場、塩釜ガス体育館、エスプ)
申請方法	郵送による申請受付
申請受付	令和3年5月17日から令和3年8月13日(当日消印有効)

※詳細は、ホームページ等でお知らせします。